

令和7年11月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所：和泊町役場 議会議場 令和7年11月21日(金) 午前9時00分～

2. 出席者：

農業委員(14名)

野村会長 加納委員 大福委員 大里委員 松田委員 三島委員 今井委員 東委員
山田(定)委員 榮委員 山田(兼)委員 皆吉委員 村山委員 川畑委員

3. 議事日程

- (1) 議案第34号 農地法第3条の規定による許可について
- (2) 議案第35号 農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- (3) 議案第36号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画(案)について
- (4) 議案第37号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について
- (5) 議案第38号 農地のあっせん申出の取下げについて

4. 報告

- (1) 合意解約に関する報告について

5. その他

- (1) 次期総会について
 - 日 時：12月23日(火) 午前9時～
 - 場 所：和泊町議会議場(役場2階)
 - 議案締切り：12月15日(月)
 - 現地確認：12月16日(火) 午後1時30分～
 - 議案発送：12月18日(木)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局主査 三島 いずみ
事務局主査 先山 照子 制作者 辻井 理恵

○先田局長

おはようございます。時間になりましたので始めたいと思います。
本日の出席人数は14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。
それではただいまより、令和7年11月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。
はじめに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

みなさんおはようございます。報告をします。11月2日の文化祭と東京の会議があり、出席してきました。以上です。

○先田局長

ありがとうございます。
それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。

○野村会長

それでは進めていきたいと思います。議事録署名人を、山田(定)委員と榮委員、私の3人でいきたいと思います。よろしいですか。

(異議なしの声)

それでは議案に移ります。議案の第34号農地法第3条の規定による許可について、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号1番、無償による所有権の移転。畑の所在地が大城運当〇〇。畑。農振農用地。面積2,867㎡。渡人が知名町竿津字の〇〇氏。受人が知名町余多字の〇〇氏。親から子への贈与。調査委員は山田(兼)委員です。

申請番号2番、有償による所有権の移転。畑の所在地が内城川根〇〇。畑。農振農用地。面積1,122㎡。渡人が内城字の〇〇氏。受人が内城字の〇〇氏。経営規模の拡大の為、農業委員によるあっせん。調査委員は村山委員です。

申請番号3番、有償による所有権の移転。畑の所在地が大城大久保〇〇。畑。農振農用地。面積1,928㎡。他1筆。合計2筆で総面積7,227㎡。渡人が大城字の〇〇氏。受人が喜美留字の〇〇氏。個人間の売買。調査委員は山田(兼)委員です。

以上3件の申請は農地法第3条第2項各号に該当しないと思われるため、許可要件をすべて満たしていると思われれます。審議の方よろしくお願ひいたします。

○野村会長

それでは説明を申請番号1番。山田(兼)委員お願いします。

○山田(兼)委員

申請番号1番の受人〇〇氏はサトウキビと露地野菜をされているそうです。問題はないと思います。

○野村会長

申請番号2番は事務局の方でもう少し調査が必要との事で保留ということです。
次、申請番号3番。今井委員お願いします。

○今井委員

申請番号3番の受人〇〇氏は国頭字なので、私が説明します。受人〇〇氏は有限会社〇〇の一員で、マンゴーとジャガイモを手広く栽培しております。家族経営ではありますが、ポテトハーベスターなども導入されて、一生懸命やっておられます。評価としては問題ないかと思われま。審議の方よろしくお願ひします。

○野村会長

山田(兼)委員、他ありますか。

○山田(兼)委員

この畑を2日前に確認してきました。ロータリーをかけて周りの除草も綺麗にして、よく管理されていると思ひます。よろしくお願ひします。

○野村会長

それでは、2番は保留ですので1番と3番で質問ありませんか。

(なしの声)

ないようなので、1番と3番と承認することに賛成の方の挙手をお願ひします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思ひます。

それでは次に行きます。議案の第35号、農地中間管理事業の特例売買事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について次のとおり審議を求め。説明をお願ひします。

○三島主査

申請番号1番、公社買入。出花竹山〇〇。畑。1,819㎡。他1筆。合計2筆で2,828㎡。兵庫県神戸市在住の〇〇氏から鹿児島県地域振興公社の買入。売買価格が〇〇円。以上です。

○野村会長

そういうことですので、許可したいと思ひます。賛成の方の挙手をお願ひします。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可したいと思ひます。

それでは次に行きます。議案第36号農地中間管理の推進に関する法律第18条及び19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について農用地利用集積促進計画案について次の通り審議をお願ひします。説明をお願ひします。

○三島主査

令和8年2月1日開始の契約について、内城字集積48件。更新8件。新規7件。合計63件。内城字集積を除く新規のみ説明していきます。

申請番号45番、永嶺エイ当〇〇。畑。3,327㎡。他9筆。合計10筆で21,696㎡。賃貸借契約で、永嶺字の〇〇氏から知名町上城字の〇〇氏への契約。契約期間が令和8年2月1日から令和14年1月31日までの6年間です。

申請番号46番、和先真〇〇。畑。2,326㎡。賃貸借契約で、兵庫県西宮市在住の〇〇氏から出花字の〇〇氏への契約。契約期間が令和8年2月1日から令和14年1月31日までの6年間です。

申請番号 51 番, 国頭鶴ノ窪〇〇。畑。2,240 m²。他 6 筆。合計 7 筆で 13,621 m²。賃貸借契約で, 神奈川県横浜市在住の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 2 月 1 日から令和 18 年 1 月 31 日までの 10 年間です。

申請番号 56 番, 国頭後蘭仁〇〇。畑。2,055 m²。他 3 筆。合計 4 筆で 9,346 m²。賃貸借契約で, 国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 57 番, 国頭中甫仁〇〇。畑。556 m²。使用貸借契約で, 国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 58 番, 国頭白石〇〇。畑。2,679 m²。他 1 筆。合計 2 筆で 5,969 m²。賃貸借契約で, 国頭字の〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日までの 6 年間です。

申請番号 59 番, 国頭中甫仁〇〇。畑。877 m²。使用貸借契約で, 国頭字〇〇氏から国頭字の〇〇氏への契約。契約期間が令和 8 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日までの 6 年間です。

以上「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定するすべての要件に該当するものと判断いたします。審議のほどよろしく申し上げます。

○野村会長

それでは新規の補足説明を申請番号 45 番。私ですので説明します。みなしの解消です。続いて, 申請番号 46 番。加納委員お願いします。

○加納委員

申請番号 46 番は, 和字で大福委員が常会でも募っても買いたい人も借りたい人も出なかった為, 協力を求められ, 新規就農者など声をかけましたがいなかったのので, 知り合いでもある受人〇〇氏へ声を掛けたら話が進みましましたので, 大福委員と相談しながら契約に至りました。よろしく申し上げます。

○野村会長

次, 申請番号 51 番, 56 番から 59 番。東委員お願いします。

○東委員

申請番号 51 番の受人〇〇氏が契約する前は受人〇〇氏の父親が契約していましたが, 受人〇〇氏にすべて譲られていますので今回, 新規の契約になりました。

申請番号 56 番と 58 番は以前, 渡人〇〇氏と契約していた方が亡くなった為に話を伺いに行きました。すべて又貸しのような状態でしたので, 現在耕作している 2 名の方に話を聞いて, 続けて耕作したいということでしたので賃貸借契約になったのですが, 申請番号 57 番と 59 番の畑は荒れていて何も作付けがない状態で面積も小さく, 場所の確認をしたところ, 入口が狭く, 借りている畑からしか入れないような場所だったので, 管理も含め使用貸借でもいので借りてほしいと話を持っていったところ, 借りますという事で使用貸借契約になりました。以上です。

○野村会長

以上ですけど, 何か質問がありますか。

(なしの声)

なければ, すべて一括で許可をしてよろしいですか。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。賛成多数ですので許可をします。

それでは次にいきます。

議案 37 号農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙のとおり提出します。併せてあっせん委員の選任をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

売りたいのあっせん申出です。

整理番号 1 番，国頭黒瀬〇〇。畑。2,640 m²。申出者が，国頭字の〇〇氏，希望価格が全面積で〇〇円です。

続いて，買いたいのあっせん申出です。

整理番号 1 番，喜美留笠瀬当〇〇。畑。170 m²。申出者が国頭字の〇〇氏。希望価格は〇〇円からです。

続いて，貸したいのあっせん申出です。

整理番号 1 番，国頭新珍〇〇。畑。1,095 m²。申出者が，静岡県浜松市在住の〇〇氏，希望価格は相場です。登記名義人〇〇氏は亡くなられており，申出者が長男の〇〇氏です。令和 8 年 1 月末で現在の耕作者が解約となるため，今回申出がありました。

以上です。

○野村会長

売りたいのあっせん申出は，国頭字の 3 名でお願いします。あっせん価格は東委員お願いします。

○東委員

あっせん価格は本人の希望では全面積〇〇円でしたが，面積で割ると反あたり〇〇円ぐらいですが，国頭で一番いい畑が〇〇円から〇〇円で設定されています。それで，畑の場所をみて頂くとわかると思うのですが，海のすぐ上で，海側の方に防風となる木も全くなく，今はローズ畑となっています。昨日見に行ったところ，入口から少し入ったところにすでに石が地面と同じくらいの高さで，推測ではありますが，下の方まで石が続いているのかと思われるので，そうなると上畑の価格では売れないと思います。今井委員とも話合った結果，反あたり〇〇円から〇〇円で進めたいと思っています。

○野村会長

打合せをした結果であれば，売りたいのあっせん申出はあっせん委員を国頭字の 3 名で，あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次，貸したいのあっせん申出は，国頭字の 3 名でお願いします。あっせん価格は東委員おねがいします。

○東委員

〇〇円から〇〇円をお願いします。

○野村会長

貸したいのあっせん申出はあっせん委員を国頭の 3 名で，あっせん価格は〇〇円から〇〇円をお願いします。

次，買いたいのあっせん申出の説明を大里委員お願いします。

○大里委員

買いたいのあっせん申出の畑は面積が 170 m²。該当農地は，抵当権がついている。また，隣接する別の所有者の畑にハウスも半分またがって設置されており，この 1 筆だけ売買したとし

ても、使用できない現状にあるため、取り下げを要求したいです。

○野村会長

あっせんはかけないほうが良いということですね。大里委員の話でも出たように畑の半分はハウスの中で、境界も不明という事であっせん不可の取り下げをお願いします。

それでは、他に質問がなければ、売りのあっせん和貸しのあっせんの許可と買いのあっせんの取り下げをお願いするという事で採決したいと思います。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。賛成多数ですので許可をします。

それでは次にいきます。議案の第38号農地のあっせん申し出の取り下げについて。あっせん申し出をした農用地について、取り下げ申請がありましたので、審議をお願いします。説明をお願いします。

○三島主査

整理番号1、国頭大久保〇〇。畑。1,548㎡。申出者が国頭字の〇〇氏。令和7年10月に買いたいのをあっせんを出していたのですが、所有者の方が体調を崩されていて売買が難しいとの事で取り下げになりました。

整理番号2、国頭大工蔵〇〇。畑。902㎡。他1筆。合計2筆で1,890㎡。申出者が鹿児島市在住の〇〇氏。令和6年8月に売りたいのをあっせんを出していましたが、個人間での売買が成立したとのことで取り下げとなります。以上です。

○野村会長

国頭の方、何かありますか。

○東委員

整理番号1の申出者〇〇氏が買いたい畑ですが、もともと所有者の体調はよくないという事で早く契約したいとは言っていたのですが、後日連絡した際、所有者の方がご自身での意思表示ができないくらい体調崩されていましたので、この状態ではあっせんはできないという事で、取り下げってもらう事になりました。以上です。

整理番号2は個人で売買が決まったのでという事でした。

○野村会長

はい、それでは採決をしたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。賛成多数ですので許可をします。

次は報告で合意解約報告ですので、後で目を通してください。議案は以上で終わりですが、全体に何か質問がありましたら受けたいと思います。

(なしの声)

ないようなので、今回は12月23日火曜日、午前9時から行います。議案の締め切りが15日、現地確認が16日。議案発送が18日となります。以上です。

令和7年 月 日

会 長 _____ .

署名委員 _____ .

署名委員 _____ .